

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款の変更認可……………一

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一

○平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の全部改正……………一

……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一

○保安林の指定施業要件の変更予定……………三

……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三

告示 (海区漁網)

○東京海区におけるかき漁業の制限……………四

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五

○開発行為に関する工事完了……………六

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七

……………(同)……………七

雑報

○平成二十六年度決算の要旨……………七

……………(東京都市町村職員共済組合)……………七

告示

●東京都告示第千四百五十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき浜松町一丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年九月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

浜松町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十一日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

港区浜松町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区浜松町一丁目三番二号

五 変更の内容

平成二十四年七月十一日

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十七年九月二十九日

七 事務所の所在地を港区東新橋二丁目四番六号に変更する。

●東京都告示第千四百五十九号

平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全

条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の全部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定する。なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

区市

指定する区域

新宿区 上落合二丁目及び上落合三丁目各地内

文京区 大塚五丁目及び大塚六丁目各地内

台東区 谷中二丁目、谷中三丁目、谷中五丁目、根岸三丁目、根岸四丁目及び根岸五丁目各地内

墨田区 墨田一丁目、墨田二丁目、墨田三丁目、墨田四丁目、墨田五丁目、向島四丁目、向島五丁目、東向島一丁目、東向島二丁目、東向島三丁目、東向島四丁目、東向島五丁目、東向島六丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、八広六丁目、押上二丁目、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花二丁目、文花三丁目、立花一丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目、立花五丁目及び立花六丁目各地内

江東区

北砂二丁目、北砂三丁目、北砂四丁目、北砂五丁目、北砂六丁目、北砂七丁目、南砂一丁目及び南砂五丁目各地内

品川区

西五反田四丁目、西五反田五丁目、西五反田六丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、小山台一丁目、小山台二丁目、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、荏原一丁目、荏原二丁目、荏原三丁目、荏原四丁目、荏原五丁目、荏原六丁目、平塚一丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、戸越一丁目、戸越二

目黒区

大田区

目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目及び洗足一丁目各地内

大森東一丁目、大森東二丁目、大森東三丁目、大森東四丁目、大森東五丁目、大森南一丁目、大森南二丁目、大森南三丁目、大森南四丁目、大森西一丁目、大森西二丁目、大森西三丁目、大森西四丁目、大森西五丁目、大森西六丁目、大森西七丁目、大森北三丁目、大森北四丁目、大森北五丁目、大森北六丁目、大森本町一丁目、大森本町二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、平和の森公園、東馬込一丁目、東馬込二丁目、南馬込一丁目、南馬込二丁目、南馬込三丁目、南馬込四丁目、南馬込五丁目、南馬込六丁目、北馬込一丁目、北馬込二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、池上三丁目、池上四丁目、池上五丁目、池上六丁目、池上七丁目、池上八丁目、田園調布南、鶴の木二丁目、鶴の木三丁目、千鳥三丁目、上池台一丁目、羽田一丁目、羽田二丁目、羽田三丁目、羽田四丁目、羽田五丁目、羽田六丁目、本羽田一丁目、本羽田二丁目、萩中一丁目、萩中二丁目、東六郷一丁目、東六郷二丁目、東六郷三丁目、西六郷一丁目、西六郷二丁目、西六郷三丁目、西六郷四丁目、南六郷一丁目、南六郷二丁目、南六郷三丁目

世田谷区

渋谷区

中野区

杉並区

仲六郷一丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目、仲六郷四丁目、下丸子一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、矢口一丁目、矢口二丁目、矢口三丁目、東矢口一丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、南蒲田二丁目、南蒲田三丁目、西蒲田一丁目、西蒲田二丁目、西蒲田三丁目、西蒲田四丁目、西蒲田五丁目、西蒲田六丁目、西蒲田八丁目、蒲田一丁目、蒲田二丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、蒲田五丁目、蒲田本町一丁目、蒲田本町二丁目、新蒲田一丁目、新蒲田二丁目及び新蒲田三丁目各地内

太子堂二丁目、太子堂三丁目、太子堂四丁目、太子堂五丁目、三宿一丁目、三宿二丁目、池尻四丁目、三軒茶屋一丁目、野沢一丁目、野沢二丁目、上馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、若林一丁目、若林二丁目、若林三丁目、若林四丁目、若林五丁目、大原一丁目、北沢三丁目、北沢四丁目、北沢五丁目、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、赤堤一丁目、赤堤二丁目、宮坂二丁目、松原六丁目、世田谷三丁目、世田谷四丁目、梅丘二丁目及び梅丘三丁目各地内

笹塚一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目及び本町六丁目各地内

白鷺一丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、野方一丁目、野方二丁目、野方三丁目、野方四丁目、新井一丁目、新井二丁目、新井三丁目、新井四丁目、新井五丁目、沼袋一丁目、沼袋三丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、上高田二丁目、上高田三丁目、上高田五丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、本町一丁目及び本町二丁目各地内

天沼三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、方南一丁目及び高井戸東一丁目各地内

豊島区

北区

荒川区

板橋区

足立区

江戸川区

東池袋四丁目、東池袋五丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋二丁目、上池袋三丁目、上池袋四丁目、長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目及び駒込七丁目各地内

上十条一丁目、上十条二丁目、上十条三丁目、上十条四丁目、上十条五丁目、中十条一丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、岸町二丁目、志茂一丁目、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目、志茂五丁目、西ヶ原一丁目、西ヶ原三丁目、西ヶ原四丁目及び滝野川一丁目各地内

荒川一丁目、荒川二丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁目、荒川六丁目、荒川七丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、東尾久八丁目、西尾久一丁目、西尾久二丁目、西尾久三丁目、西尾久四丁目、西尾久五丁目、西尾久六丁目、町屋一丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、町屋五丁目、町屋六丁目、町屋七丁目、町屋八丁目、東日暮里一丁目、東日暮里三丁目、東日暮里六丁目、西日暮里一丁目、南千住一丁目、南千住五丁目、南千住六丁目及び南千住七丁目各地内

南常磐台一丁目、弥生町、仲町、大山町、大山町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、本町、仲宿、板橋三丁目、西台一丁目、西台三丁目、若木一丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内

西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、千住二丁目、千住三丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目及び千住旭町各地内

東小岩四丁目、東小岩五丁目、東小岩六丁目、南小岩三丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、南小岩七丁目、南小岩八丁目、平井一丁目、平井二丁目及び小松川三丁目各地内

三鷹市 上連雀一丁目、上連雀三丁目及び上連雀五丁目
各地内

附則

- 1 この告示は平成二十七年九月二十九日から施行する。ただし、品川区大井七丁目、西大井三丁目及び西大井四丁目各地内、渋谷区本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目及び本町六丁目各地内及び豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋二丁目、上池袋三丁目、上池袋四丁目、長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、巣鴨五丁目、駒込六丁目及び駒込七丁目各地内の指定については、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 平成二十七年東京都告示第五百一号(平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正)の一部を次のように改正する。
本文及び附則中別図31から別図33までを加える改正規定並びに備考1中の表に31の項及び33の項を加える改正規定を削る。
- 3 平成二十七年東京都告示第千四十一号(平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正)は廃止する。
- 4 平成二十七年東京都告示第千三百四十五号(平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正)は廃止する。

●東京都告示第千四百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

平成二十七年九月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神津島村字宮塚山一一八番、一一九番、一二一番から一二四番まで、一二七番、一二八番、同番二、字那智一〇番、一一番、一四番、一五番、二二番二、同番四、同番五

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大島町岡田字大久保一番一(次の図に示す部分に限る。)、利島村字西山二十八号二二〇一番、二二〇二番、二二一六番一、二二一七番、二二二七番、二二二八番、二二二九番二、二二三〇番から二三四番まで、二二三八番、二二四三番二、二二四六番一、同番二、二四三三番一、字西山三十号二二五六番二、二四三六番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、大島町役場及び利島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大島町波浮港字鳥居野二六番二、字源一四番三、一五番六、神津島村字那智二〇番、三七番、三九番から五五番まで、五八番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、大島町役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 神津島村字高嶺一二九番、字宮塚山一番、一一二番、一一三番、字長浜一番(次の図に示す部分に限る。)、三番、同番二から四まで、四番、同番二、同番四、五番、字名組山二番(次の図に示す部分に限る。)、九番、一〇番、一〇六番、一七六番から一七八番まで、一八一番、一八二番、字神戸山一番(次の図に示す部分に限る。)、四番、五番、大島町元町字上山五二四番七、字式千坪山一九一番(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定め

ない。

神津島村字宮塚山一一二番、一一三番、字長浜四番二、同番四、字名組山一七八番、一八一番

- 2 その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部、大島町役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 神津島村字洞沢九四番
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)(におけるかにかご漁業(以下「この漁業」という。)(については、次のとおり制限する。

平成二十七年九月二十九日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) 平成二十八年四月一日から同年十月三十一日までの操業

(承認操業)

二 この漁業を操業しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)(の承認を受けなければならない。

(一) 操業区域

この漁業の操業区域は、次の三区域とする。

- ア A区域 大島陸岸から六海里以内の水域
- イ B区域 利島、新島、式根島及び神津島各島陸岸から九海里以内の水域
- ウ C区域 三宅島及び御蔵島陸岸から十海里以内の水域

(一) 承認隻数

この漁業の操業を承認できる隻数は、A区域三隻、B区域六隻及びC区域四隻を上限とする。

(三) 種類及び大きさの制限

甲幅十二センチメートル以下の「たかあしがに」については、採捕してはならない。

(四) 使用漁具

この漁業に使用することのできる漁具の規模等は、次のとおりとする。

ア かの大きさ

高さ 百センチメートル以内

直径又は幅 二百センチメートル以内

イ 持ちかご数

一隻につき二十個以内

ウ 網目

かこの網目の目合四寸目(一一・一二センチメートル)以上

エ 浮標綱(瀬縄)は、ワイヤロープ以外のものを使用する。

(五) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに委員会の交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(六) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに委員会が別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

(七) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、この漁業に関する取

扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十一日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結ぶ会

三 代表者の氏名

松本 健一

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山七丁目十一番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、身寄りのない独居高齢者等在宅で援助が必要な高齢者に対して、住民参加と助け合いの精神の基

に、地域に根ざした介護サービスの提供に関する事業及び介護従事者の育成に関する事業を行い、東京都のみならず他県も含めすべての高齢者達が健やかに安心して暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京高齢者就労福祉事業団

三 代表者の氏名

安藤 忠

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区中落合三丁目十八番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に就労を望む中・高齢者に対して、生活と福祉の向上を目指し、希望と能力に応じて、地域の環境保全活動等の就業機会を開拓及び提供し、また知識や技能の付与を目的とした講習会を実施することによってその就業を援助し、彼らの社会参加の推進と高齢者雇用の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア保健教育基金

三 代表者の氏名

<p>三 設置者名 三井不動産株式会社</p>	<p>平成二十七年九月二十九日</p>	<p>(1) 組合員数 (長期) 27,886人 (短期・保健) 27,873人</p>
<p>四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号</p>	<p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>(2) 給料月額 (長期) 9,027,893,044円 (組合員1人当たり) 323,742円</p>
<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 五百八十四台</p>	<p>一 店舗名 西友練馬店B館</p>	<p>(3) 期末手当等の額 (長期) 44,133,098,000円 (短期・保健) 44,278,135,000円</p>
<p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 五百八十四台</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号</p>	<p>(4) 被扶養者数 (組合員1人当たり) 22,859人</p>
<p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 八か所 店舗北側ほか</p>	<p>三 設置者名 西武鉄道株式会社</p>	<p>3 組合に従事する職員の数 43人</p>
<p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 五か所 店舗北側ほか</p>	<p>四 意見 ア 聴取者 練馬区長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 平成二十七年九月七日</p>	<p>4 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、別表(1)及び別表(2)のとおりである。</p>
<p>九 変更日 平成二十八年五月四日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	
<p>十 届出日 平成二十七年九月三日</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十七年九月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	
<p>十二 縦覧期間 平成二十七年九月二十九日から平成二十八年一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>雑 報 平成26年度決算の要旨について 東京都市町村職員共済組合(昭和37年公告第1号)第44条の規定に基づき、平成26年度決算要旨を次のとおり公告する。 平成27年9月29日 東京都市町村職員共済組合 理事長 藤 野 勝</p>	
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、一部事務組合等31団体の計70団体である。</p>	
<p>大規模小売店舗立地法に基づき意見の概要について</p>	<p>2 組合員数、給料月額、期末手当等の額及び被扶養者数</p>	
<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p>		

別表(1) 経理別損益計算書

自平成26年4月1日
至平成27年3月31日

区分	総額 円	短期整理 円	長期整理 円	預託金管理整理 円	業務整理 円	保健整理 円	宿泊 (宿泊費)整理 円	宿泊 (会館)整理 円	貯金整理 円	貸付整理 円	物資整理 円	財形整理 円
収入												
総額	63,186,901,543	18,204,456,446	40,332,391,232	157,106,750	420,377,510	861,288,971	246,056,785	979,462,307	1,784,443,218	173,427,078	27,891,246	0
給付	8,019,005,649	8,019,005,649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員給与	305,881,465	0	0	0	187,827,169	4,545,390	11,334,588	6,510,498	60,611,421	20,835,801	14,216,598	0
旅費・事務費	53,944,215	0	0	0	20,691,408	4,279,005	3,984,453	3,726,466	15,296,537	3,278,583	2,687,763	0
商品仕入	7,396,348	0	0	0	0	0	7,396,348	0	0	0	0	0
飲食材料費	38,910,469	0	0	0	0	0	38,910,469	0	0	0	0	0
委託費	824,692,254	0	0	0	10,534,806	6,678,558	87,528,437	700,533,753	11,640,439	3,858,527	3,917,734	0
支払利息	1,871,624,715	0	0	157,106,750	0	0	0	0	1,590,147,342	124,370,623	0	0
連合会法廷金	242,822,884	231,481,584	0	0	0	0	0	0	0	11,341,300	0	0
連合会拠出金	862,810,924	862,810,924	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人保健拠出金	86,307	86,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付拠出金	661,599,704	661,599,704	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付金	1,324,933,966	1,324,933,966	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期高齢者給付金	2,889,577,123	2,889,577,123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	2,962,632,236	2,962,632,236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の支出	41,932,121,253	63,466,922	40,332,391,232	0	201,324,127	845,786,018	96,902,490	268,691,590	106,747,479	9,742,244	7,069,151	0
次年度繰越支払準備金	1,188,862,031	1,188,862,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引損益金	2,302,461,126	1,423,126,204	0	0	39,306,882	39,681,559	7,119,756	△34,426,230	752,369,818	69,201,590	6,081,547	0

別表(2) 経理別貸借対照表

平成27年3月31日現在

区	分	総額	短期経理		長期経理	預託金管理経理	業務経理	保健経理	借		貯金経理		貸付経理	物資経理	財形経理
			円	円					円	円	円	円			
資	産	169,543,104,822	5,925,346,761	2,782,419,798	6,986,116,081	1,753,228,099	2,491,306,000	1,814,580,949	6,718,658,067	131,635,921,808	8,583,544,460	851,605,239	377,560		
流	動	33,811,911,437	5,925,346,761	2,782,419,798	324,010,081	1,218,743,213	2,491,254,738	1,395,106,686	3,184,397,616	15,563,069,923	75,579,822	851,605,239	377,560		
固	定	135,731,193,385	0	0	6,662,106,000	534,484,886	51,262	419,474,263	3,534,260,451	116,072,851,885	8,507,964,638	0	0		
(有	形	4,487,485,911	0	0	0	534,418,106	1	419,234,619	3,533,788,789	44,385	11	0	0		
土	地	1,638,507,511	0	0	0	0	0	132,302,360	1,506,205,151	0	0	0	0		
建	物	2,813,532,247	0	0	0	534,418,091	0	274,735,070	2,004,379,086	0	0	0	0		
備	品	35,446,153	0	0	0	15	1	12,197,189	23,204,552	44,385	11	0	0		
(無	形	480,747	0	0	0	66,780	51,261	11,044	351,662	0	0	0	0		
(投	資	131,243,226,727	0	0	6,662,106,000	0	0	228,600	120,000	116,072,807,500	8,507,964,627	0	0		
組	合	8,507,964,627	0	0	0	0	0	0	0	0	8,507,964,627	0	0		
そ	の	122,735,262,100	0	0	6,662,106,000	0	0	228,600	120,000	116,072,807,500	0	0	0		
負	債	169,543,104,822	5,925,346,761	2,782,419,798	6,986,116,081	1,753,228,099	2,491,306,000	1,814,580,949	6,718,658,067	131,635,921,808	8,583,544,460	851,605,239	377,560		
流	動	112,425,229,605	705,388	2,782,419,798	0	12,443,800	106,804,095	15,233,913	562,760,368	108,878,043,009	383,430	66,435,804	0		
組	合	108,097,874,246	0	0	0	0	0	0	0	108,097,874,246	0	0	0		
そ	の	4,327,355,359	705,388	2,782,419,798	0	12,443,800	106,804,095	15,233,913	562,760,368	780,168,763	383,430	66,435,804	0		
固	定	13,142,788,233	1,188,962,031	0	6,986,116,081	230,343,259	46,306,576	17,032,400	3,048,030	85,650,491	4,558,421,357	27,008,008	0		
長	期	4,470,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	4,470,000,000	0	0		
連	合	6,986,116,081	0	0	6,986,116,081	0	0	0	0	0	0	0	0		
引	当	497,810,121	0	0	0	230,343,259	46,306,576	17,032,400	3,048,030	85,650,491	88,421,357	27,008,008	0		
支	払	1,188,962,031	1,188,962,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
剩	余	43,975,086,984	4,735,779,342	0	0	1,510,441,040	2,338,195,329	1,792,314,636	6,152,849,669	22,672,228,308	4,024,739,673	758,161,427	377,560		
資	本	6,047,541,866	0	0	0	0	0	1,134,201,842	4,913,340,024	0	0	0	0		
別	途	6,047,541,866	0	0	0	0	0	1,134,201,842	4,913,340,024	0	0	0	0		
利	益	37,927,545,118	4,735,779,342	0	0	1,510,441,040	2,338,195,329	648,112,794	1,239,509,645	22,672,228,308	4,024,739,673	758,161,427	377,560		
改	良	664,210,000	0	0	0	0	0	379,830,000	284,380,000	0	0	0	0		
欠	損	7,027,562,532	711,942,514	0	0	0	148,270	59,311,291	425,868,512	5,404,893,713	425,398,232	0	0		
積	立	30,235,772,586	4,023,836,828	0	0	1,510,441,040	2,338,047,059	208,971,503	529,261,133	17,267,334,595	3,599,341,441	758,161,427	377,560		
欠	損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介	入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注) 建物(構築物を含む)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。